

県立長野図書館条例
昭和 25 年 12 月 23 日条例 79 号
最終改正 平成 24 年 3 月 22 日条例第 39 号

第1条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第1項の規定に基づき、県立長野図書館(図書館という。以下同じ。)を、長野市に設置する。

第2条 図書館に、図書館法第 13 条に規定する職員のほか、所要の職員を置く。

第3条 図書館に、図書館法第 14 条の規定による図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は 10 名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であつてもこれを解任することができる。

第4条 この条例に定めるもののほか、図書館の運営について必要な事項は、長野県教育委員会規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 25 年 7 月 30 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日条例第 39 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。